

薬機発第0730007号  
令和3年7月30日

各都道府県薬務主管(部)長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
理事長 藤原 康弘  
(公印省略)

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について」の  
一部改正について

平素より、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査等業務に対し、ご理解、ご協力いただきありがとうございます。

当機構が行う審査等業務の手数料の取扱いについては、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について」(平成26年11月21日薬機発第1121002号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知。以下「薬機発第1121002号通知」という。)により定めているところです。

今般、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第63号)に基づくPACMP確認申請制度の開始に伴い、薬機発第1121002号通知について、別紙新旧対照表のとおり一部改正し、令和3年8月1日から施行することとしました。

つきましては、当該通知を別記の関係団体宛に送付いたしましたので、貴管内関係業者へ周知方よろしくお願い申し上げます。

## 別記

日本製薬団体連合会会長  
日本製薬工業協会会長  
一般社団法人日本臨床検査薬協会会長  
米国研究製薬工業協会技術委員会委員長  
欧州製薬団体連合会技術委員会委員長  
一般社団法人日本医療機器産業連合会会長  
一般社団法人米国医療機器・I V D工業会会長  
欧州ビジネス協会医療機器・I V D委員会委員長  
日本化粧品工業連合会会長  
日本輸入化粧品協会理事長  
日本石鹼洗剤工業会会長  
日本浴用剤工業会会長  
一般社団法人日本エアゾール協会会長  
日本エアゾールヘアラッカー工業組合理事長  
在日米国商工会議所化粧品委員会委員長  
欧州ビジネス協会化粧品・医薬部外品委員会委員長  
一般社団法人日本衛生材料工業連合会会長  
日本パーマメントウェーブ液工業組合理事長  
日本歯磨工業会会長  
日本ヘアカラー工業会会長  
日本家庭用殺虫剤工業会会長  
日本防疫殺虫剤協会会長  
一般社団法人日本Q A研究会会長  
一般社団法人日本安全性試験受託研究機関協議会会長  
一般社団法人日本血液製剤協会理事長  
一般社団法人日本ワクチン産業協会理事長  
公益社団法人日本医師会治験促進センター長  
医薬品医療機器等法登録認証機関協議会代表幹事  
日本ジェネリック製薬協会会長  
公益社団法人東京医薬品工業協会会長  
関西医薬品協会会長  
日本バイオテック協議会会長  
一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム会長  
一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会会長

## 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="152 395 1088 475">独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について</p> <p data-bbox="138 529 1102 788">独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が行う審査等業務の手数料の取扱いについては、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について」（平成26年11月21日薬機発第1121002号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知。以下「本通知」という。）により定められているところです。</p> <p data-bbox="138 890 1102 1011">今般、<u>PACMP 確認申請制度の開始</u>に伴い、本通知を一部改正し、<u>令和3年8月1日</u>から施行することとしましたので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。</p> <p data-bbox="600 1072 640 1104">記</p> <p data-bbox="147 1161 528 1283">1～3 （略） 4. 還付の取扱いについて （1） （略）</p> <p data-bbox="188 1295 1102 1503">（2）対面助言手数料のうち、医薬品治験相談手数料、医薬部外品開発相談手数料、医療機器治験相談手数料、体外診断用医薬品治験相談手数料、再生医療等製品治験相談手数料及びレギュラトリーサイエンス戦略相談手数料については、申込者が対面助言申込日以後、相談の実施日までに取下げを行った</p>	<p data-bbox="1142 395 2078 475">独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について</p> <p data-bbox="1128 529 2101 788">独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が行う審査等業務の手数料の取扱いについては、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について」（平成26年11月21日薬機発第1121002号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知。以下「本通知」という。）により定められているところです。</p> <p data-bbox="1128 890 2101 1011">今般、<u>後発医薬品MF 確認相談の新設</u>に伴い、本通知を一部改正し、<u>令和3年4月1日</u>から施行することとしましたので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。</p> <p data-bbox="1590 1072 1630 1104">記</p> <p data-bbox="1137 1161 1518 1283">1～3 （略） 4. 還付の取扱いについて （1） （略）</p> <p data-bbox="1178 1295 2101 1503">（2）対面助言手数料のうち、医薬品治験相談手数料、医薬部外品開発相談手数料、医療機器治験相談手数料、体外診断用医薬品治験相談手数料、再生医療等製品治験相談手数料及びレギュラトリーサイエンス戦略相談手数料については、申込者が対面助言申込日以後、相談の実施日までに取下げを行った</p>

場合（申込者の都合で相談実施日の変更を行う場合を含む。）には、手数料の半額を還付します。

ただし、以下の場合は還付を行いません。

(略)

- ・医薬品治験相談のうち、ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談、軽微変更届事前確認相談、後発医薬品変更管理事前確認相談、後発医薬品MF確認相談、医薬品BCS相談、医薬品BCS追加相談、後発医薬品BCS相談又は後発医薬品BCS追加相談について、機構からの照会送付後に取下げを行った場合

(略)

(3)・(4) (略)

5 (略)

別表

還付の取扱いについて

手数料区分	業務開始日
(略)	(略)

場合（申込者の都合で相談実施日の変更を行う場合を含む。）には、手数料の半額を還付します。

ただし、以下の場合は還付を行いません。

(略)

- ・医薬品治験相談のうち、ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談、軽微変更届事前確認相談、後発医薬品変更管理事前確認相談、後発医薬品MF確認相談、医薬品PACMP品質相談、後発医薬品PACMP品質相談、医薬品BCS相談、医薬品BCS追加相談、後発医薬品BCS相談又は後発医薬品BCS追加相談について、機構からの照会送付後に取下げを行った場合

(略)

(3)・(4) (略)

5 (略)

別表

還付の取扱いについて

手数料区分	業務開始日
(略)	(略)

<p style="text-align: center;">対 面 助 言 手 数 料</p>	<p>医薬品治験相談手数料※          医薬部外品開発相談手数料※          医薬品簡易相談手数料          医薬品戦略相談手数料※          医療機器治験相談手数料※          医療機器簡易相談手数料          医療機器戦略相談手数料※          体外診断用医薬品治験相談手数料※          体外診断用医薬品簡易相談手数料          再生医療等製品治験相談手数料※          再生医療等製品簡易相談手数料          再生医療等製品戦略相談手数料※</p>	<p style="text-align: center;">対面助言申込日</p>	<p style="text-align: center;">対 面 助 言 手 数 料</p>	<p>医薬品治験相談手数料※          医薬部外品開発相談手数料※          医薬品簡易相談手数料          医薬品戦略相談手数料※          医療機器治験相談手数料※          医療機器簡易相談手数料          医療機器戦略相談手数料※          体外診断用医薬品治験相談手数料※          体外診断用医薬品簡易相談手数料          再生医療等製品治験相談手数料※          再生医療等製品簡易相談手数料          再生医療等製品戦略相談手数料※</p>	<p style="text-align: center;">対面助言申込日</p>
--	--	--	--	--	--

(※) 対面助言申込日以後、相談実施日までに取下げを行った場合には、手数料の半額を還付する。ただし、以下の場合を除く。

(略)

- 先駆け総合評価相談、事前評価相談、ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談、軽微変更届事前確認相談、後発医薬品変更管理事前確認相談、後発医薬品MF確認相談、医薬品BCS相談、医薬品BCS追加相談、後発医薬品BCS相談、後発医薬品BCS追加相談又は再製造単回使用医療機器評価相談(QMS適合性確認)について、機構からの照会送付後に取下げを行った場合

(略)

(※) 対面助言申込日以後、相談実施日までに取下げを行った場合には、手数料の半額を還付する。ただし、以下の場合を除く。

(略)

- 先駆け総合評価相談、事前評価相談、ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談、軽微変更届事前確認相談、後発医薬品変更管理事前確認相談、後発医薬品MF確認相談、医薬品PACMP品質相談、後発医薬品PACMP品質相談、医薬品BCS相談、医薬品BCS追加相談、後発医薬品BCS相談、後発医薬品BCS追加相談又は再製造単回使用医療機器評価相談(QMS適合性確認)について、機構からの照会送付後に取下げを行った場合

(略)